

議題（1）

商慣習の改善方策について

背景・課題

○内航海運業の取引環境の更なる改善のためには、改善が必要と思われる商慣行があるとの声があり、「物流革新に向けた政策パッケージ」(令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定)も踏まえつつ、商慣行の実態について把握し、それを改善する必要がある。

事業内容

①商慣習の実態調査

内航海運における商慣習を明らかにするため、荷主及び内航海運業者に対し、商慣習の実態調査を行う。

②商慣習の改善事例の調査

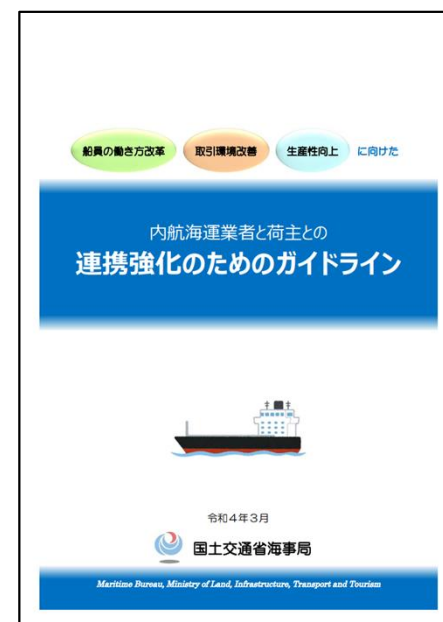
内航海運における商慣習の改善方策を検討するとともに、改善事例の業界全体への横展開を図るため、商慣習の改善事例の調査を行う。

③調査結果を踏まえた荷主と内航海運業者間での商慣習改善に向けた方策の検討

「内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会」や「安定・効率輸送協議会」において、商慣習の実態や改善事例を荷主及び内航海運業者に対し共有し、関係者間で商慣習の改善方策の検討を行う。

④商慣習見直し促進のための「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」の改訂

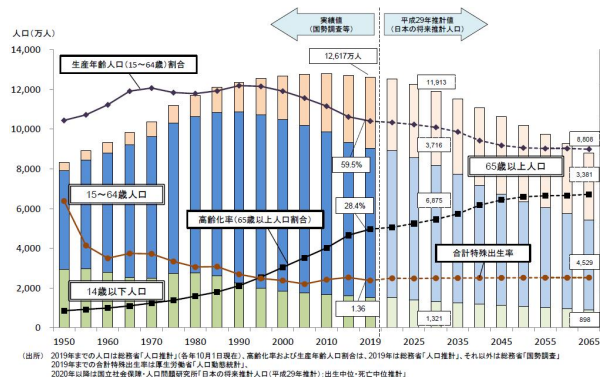
関係者間で検討した商慣習の改善方策及び商慣習の改善事例を「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」に反映し、荷主及び内航海運業者に周知することで、内航海運業界全体の商慣習見直しを促し、内航海運業の取引環境改善・生産性向上を図る。



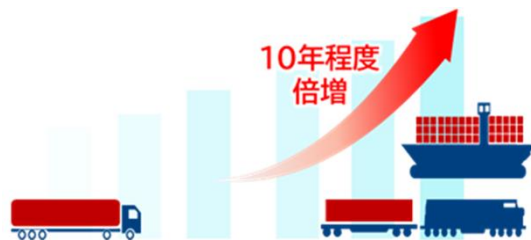
(参考)「海技人材の確保のあり方に関する検討会」について

検討背景

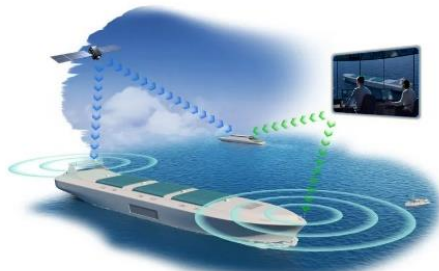
少子高齢化の進行と人口減少



物流2024年問題への対応



新技術(自動運航等)への対応



今後の海技人材確保のあり方を幅広く検討

検討会における論点

船員不足への対応

- ① 少子化・高齢船員の退職に対応するための新技術の活用
- ② 転職市場からの船員確保のための船員職安制度の見直し

新燃料・新技術への対応

- 新燃料(ゼロエミッション燃料)・新技術(機関部の遠隔監視、自動運航等)に対応可能な人材の養成

船員養成のあり方の検討

- JMETs、商船系大学・高専、水産系大学・高校、海技学院等との連携による船員養成・中途採用に対応した船員養成

働き方改革2.0 職場の魅力向上 船員広報見直し

- ① 労働環境改善・若年者の定着率向上のための海上BBの普及、海事行政DXの推進、荷役を含めた労働時間管理等
- ② 船員のイメージ刷新に向けた船員広報の見直し

人材確保のための 荷主対策・ 財務基盤強化

- 賃金の引上げや燃料費、荷役の荷主への転嫁
- 超過労働の制限の徹底

令和6年中の整理を目指して

「今後の海技人材確保に向けたビジョン」を官民一体となって検討

1 内航海運業の事業基盤強化

課題

- 内航海運業者が、船員確保・育成に要する費用を確保するための原資となる運賃・用船料を適正に収受するための環境整備が必要

2 荷主や一般社会の理解醸成

課題

- 内航海運業者が、運航に要するコストを運賃・用船料に適切に反映させるため、荷主に対して、当該コストの必要性を説明し、理解を得ることが必要
- 荷主や一般社会に対して、荷主との協議会等を活用して、「海運」の担っている役割とその重要性を説明し、理解を得ることが必要
- 特に内航海運業者は寡占化が進む荷主に対して価格交渉力が弱いことを踏まえた対応が必要

「安定・効率輸送協議会」等を活用し、対応を検討



商慣習の改善方策等の検討にあたって主にご議論いただきたい事項と今後の進め方(案)

1. 商慣習の改善方策等の検討にあたって主にご議論いただきたい事項

(1) 取引環境の改善について

- ① 荷主とオペレーター間の運賃や、オペレーターとオーナー間の用船料の交渉にあたり、これらを構成する役務や費目の一般的な考え方が整理されておらず、運賃や用船料の交渉に時間を要するケースが存在するため、これらを構成する役務や費目を整理し、運賃や用船料の円滑な交渉に役立てることが効果的であると考えられるがどうか。
- ② 社会経済情勢の変化に伴う価格高騰分について、適正な運賃收受を行うために、燃料費については「内航海運事業における燃料サーチャージ等ガイドライン」も参考に、燃料サーチャージの設定が有効であると考えられるが、価格高騰分の円滑な転嫁に向けて今後どのような取組が必要であると考えるか。
- ③ 海運集会所が定めている契約書式を活用して契約されているケースとそうではないケースが存在しているが、契約内容の明確化や契約実務の効率化・標準化を図る上で、今後どのような取組が効果的であると考えられるか。

(2) 労働環境の改善について

- ① 人口減少・少子高齢化が進展する中でも内航海運による安定輸送を確保するためには、これまで慣習的に行われてきた作業の廃止や、作業の効率化を進めることが有効であり、一部の荷主と内航海運業者では両者の連携の下、レデューサーの事前装着、陸側でのホース手配とローディングアームの接続作業、自動荷役システムの導入、船舶燃料のA重油への専焼化、船食デリバリーサービスの利用、ケミカルタンカーの封印廃止、積み荷の時間変更に関する事前通知等が行われている。これらの優良事例を「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に盛り込み横展開を図るとともに、各個別部会においても業界としてどのような取組を行うことが可能か検討してはどうか。
- ② また、ダンネージの処理、タンク内清掃等、船員の労働環境の改善に資する課題が挙げられており、各個別部会においても業界としてどのような取組を行うことが可能か検討してはどうか。

(3) 運航の効率化について

- ① 内航海運による効率輸送を実現するためには、空荷運航の改善や運航管理の効率化を進めることが有効であり、一部の内航海運業者は荷主への営業活動や、運航管理システムの導入等が行われている。これらの優良事例をガイドラインに盛り込み横展開を図るとともに、各個別部会においても業界としてどのような取組を行うことが可能か検討してはどうか。

(4) 事務処理の効率化について

- ① デジタルを活用した事務処理の効率化が進められている場合があるが、書類の簡素化含め、事務処理を効率化する方策について、各個別部会においても業界としてどのような取組を行うことが可能か検討してはどうか。

2. 今後の進め方

- (1) 上記1. (1)～(4)について、安定・効率輸送協議会での議論等も踏まえ、ガイドラインへ反映可能な内容は本年度中に反映
- (2) 業界全体の取組として検討が必要な事項は本年度中に各個別部会（2回程度開催）で議論・検討